

原規規発第 2105205 号

令和 3 年 5 月 20 日

三井化学株式会社

代表取締役社長 橋本 修 殿

原子力規制委員会

原子力規制検査の結果に基づく総合的な評定の通知について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定に基づく総合的な評定について、同条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり結果を通知します。

三井化学株式会社大阪工場の核燃料物質使用施設
令和2年度 原子力規制検査の総合的な評定について

令和2年度に原子力規制庁が三井化学株式会社大阪工場の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評定は以下のとおりである。

1. 令和2年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和2年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評定

令和2年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は10年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。